

おめでとう赤ちゃん 平成29年10月生まれ (満1歳)



道路 太一ちゃん
10月11日生まれ
応募者 道路国雄さん
たいちゃんの周りには笑顔がいっぱい！ファンがますます増えて幸せもいっぱい!!



山田 一翔ちゃん
10月7日生まれ
応募者 山田清一さん
幸せな気分にしてくれる笑顔と豪快な笑い声！元気に大きくなってね!



平田 彩人ちゃん
10月5日生まれ
応募者 平田陽一朗さん
1歳おめでとう！よく笑うとっても可愛い彩人くん、たくさん遊ぼうね！すくすく元気に育ってね!



中山 叶彩ちゃん
10月5日生まれ
応募者 中山裕樹さん
お誕生日おめでとう！元気いっぱいパワフルな叶彩ちゃん(笑)たくさんの人から愛される人になってね!



勢渡 芽生彩ちゃん
10月4日生まれ
応募者 勢渡基子さん
1歳おめでとう♪お兄ちゃんお姉ちゃんとたくさん笑って、元気いっぱい大きくなってね!



村田 惺成ちゃん
10月31日生まれ
応募者 村田愛莉さん
せなの笑顔にみんなが癒やされてます♡生まれてきてくれてありがとう♡これからも元気にすくすくおおきな一れ♡



小村 莉都ちゃん
10月30日生まれ
応募者 小村英美子さん
笑顔の可愛い莉都ちゃん、これからも元気に育ってね



吉田 真歩ちゃん
10月18日生まれ
応募者 吉田由花さん
初めての誕生日おめでとう♡お父さんもお母さんもちょうちこ子の真歩ちゃんが大好きだよ！元気に大きくなってね♡



服部 藍花ちゃん
10月17日生まれ
応募者 服部徳子さん
あいちゃん、1歳おめでとう♡病気に負けず、これからもすくすく育ってね(^^)大好きだよ♡

平成29年12月生まれ 募集中!

対象 平成30年12月に満1歳の誕生日を迎える赤ちゃん(津山市在住)
締め切り 10月10日(水)午後5時必着
図書広報室(広報) ☎32-2029

応募方法 赤ちゃんの「氏名、ふりがな、生年月日」と、応募者の「氏名、住所、連絡先、お子様へのひとこと」を明記し、写真を添えて、Eメールまたは郵送で送付(Eメールの容量は10メガバイト以内)
送付先 kouhou@city.tsuyama.lg.jp または〒708-8501津山市山北520秘書広報室 ※掲載人数によりお子様へのひとことが掲載できない場合があります。応募者多数の場合は抽選

健康 メンタルサポーター・ゲートキーパー養成講座 受講者募集

健康増進課(津山すこやか・こどもセンター内) ☎32-2069、FAX 32-2161

精神疾患や障害について正しい知識を持ち、障害を抱えながら生活する人を支える「メンタルサポーター」や、悩みを抱える人に気付き、声を掛けて支える「ゲートキーパー」を養成します。

とき ①11月9日(金)午後2時~4時、②11月29日(木)午後2時~4時、③12月6日(木)午後2時~4時、④12月14日(金)午後3時~5時、⑤12月21日(金)午後2時~4時

ところ 津山市総合福祉会館

対象 市内在住または在勤で全日出席可能な人

申込方法 ①住所②氏名③電話番号を、電話、ファクスまたは窓口で直接伝え、申し込む

定員 50人 **締め切り** 10月31日(水)

演題・講師 ①こころの病気について=佐藤創一郎さん(希望ヶ丘ホスピタル医師)、②③こころのサインに気づいたら~傾聴について=和田百合子さん(美作大学准教授)、④精神障害者の地域生活支援と施設見学=地域生活支援センターネクスト津山職員、⑤病気になって思うこと=ワーキングメイト会員、メンタルサポーターの活動=智和譲さん(れんげ畑代表)



納税

市税・料の「自主納付」をお願いします

図納税課(市役所2階1番窓口) ☎32-2014

市民の皆さんに納付していただく市税・料は、毎日の生活に密着した行政サービスや、健康で安心して暮らせるまちづくりを進めるための重要な財源です。市税・料の確保と、負担の公平性を維持するため、滞納となった場合は督促状や催告書を送付し、自主納付をお願いしています。それでも納付されなかった場合には、資産や収入などの財産調査を行い、それらを差し押さえて、市税・料に充てることになります。皆さん、納期内の自主納付にご協力ください。

納付相談窓口をご利用ください

病気や失業、生活困窮など、やむを得ない事情で納期内の納付が困難になった場合は、放置せず早めにご相談ください。平日以外の次の時間帯でも納税相談を受け付けています。

金曜延長窓口 毎週金曜日午後7時まで(祝日・年末年始を除く)

日曜納税窓口 毎月最終の日曜日午前9時~午後4時まで(12月は第3日曜日)



滞納処分(財産差し押さえ)に関するQ&A

Q1. 納期を過ぎてしまいました。このまま放置していたらどうなりますか?

A1. 納期を過ぎると督促状が送付されます。法律では「督促状を送付し、10日経過しても納付がない場合には差し押さえなければならない」と定められています。納期までに納付できない事情があれば、放置せずに必ずご連絡ください

Q2. 滞納額が少額でも差し押さえられますか?

A2. 財産の差し押さえ(滞納処分)は、滞納金額の多少に関係なく行われます。昨年は、給与や不動産など、2,400件以上の差し押さえが実施されました

Q3. 本人へ事前に予告無く、勤務先への給与照会や銀行への預金照会などの財産調査が行われました。このようなことが許されるのですか?

A3. 財産調査などは法律に定められた正当な行政処分なので、予告や承諾を必要としません

Q4. 本人の許可が無く、財産を調べることはプライバシーの侵害ではないのですか?

A4. 納税者が税を滞納すると、法律に基づき、納税者の財産について、課税者に調査権限が発生します。調査を受けた勤務先の事業所や金融機関は協力しなければなりません。この財産調査は、個人情報保護法に抵触しません

学び

つやまエリアオープンファクトリーを開催しました

図つやま産業支援センター ☎24-0740

7月27日(金)・28日(土)、津山圏域に所在する企業の魅力に触れる催しが開催され、市内外から親子連れ1,756人が参加しました。

機械製造業やIT関係、食品製造業など、多様な企業で見学や体験ができ、参加者は実際の製品に触れたり、親子で協力して作品を作ったりするなど、津山圏域の企業の特色について見識を深めました。



住宅

がけ地近接等危険住宅移転事業補助金

図都市計画課(市役所5階) ☎32-2099

土砂災害特別警戒区域(通称:レッドゾーン)内にある住宅を区域外に移転する場合、経費の一部を補助します。補助対象となる区域や申請に必要な書類など、詳しくはお問い合わせください。

補助内容

①除去事業(危険住宅の除去などに要する費用を補助)=1戸につき上限80万2千円

②利子補給事業(危険住宅に代わる新たな住宅を取得するため、金融機関から融資を受けた利子に相当する額を補助)=1戸につき上限415万円(建物319万円、土地96万円)

